

横浜市立岡野中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日 策定
平成30年5月 1日 一部改訂
令和 4年5月 2日 一部改訂

1 いじめ防止に向けた学校の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号第一章定義第2条」
「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめを防止するための基本的な方向性】

(1) いじめの未然防止

- ・人権教育を推進し、「誰もが安心して豊かにそして安全に」生活できる学校づくりに努めます。
- ・全ての授業や教育活動において、道徳教育・人権教育を推進します。
- ・授業を大切にし、授業で生徒と向き合い、好ましい人間関係づくりに努めます。
- ・行事等を通して、「所属感」や「自己肯定感」を高めていきます。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ・定期的なアンケートや教育相談を進め、相談体制の整備を図ります。
- ・生徒主体の「あいさつ運動」の充実を図ります。
- ・教職員の密なる情報交換と共有化を図ります。

(3) 適切な対処・措置

- ・いじめ防止対策委員会を定期的に開催し、細やかな現状把握に努めます。
- ・もし、いじめが発生した場合には、いじめ防止対策委員会を中心に組織対応を行います。
- ・犯罪行為にあたるいじめが起こった場合、関係機関（警察等）との連携を図ります。
- ・なによりも、生徒や保護者との信頼関係の構築に努めます。

【いじめ防止基本方針の目的】

いじめは全ての生徒に起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。いじめを特定の生徒だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むべきである。いじめのない社会の実現に向けて、学校・保護者・地域社会はそれぞれの役割を自覚し、活動すると共に、子ども自身もいじめを許さない子ども社会の実現に努めることを目的とする。

2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織としての取組

【構成】

- ・校長、副校長、教務主任、各学年主任、生徒指導専任教諭、生徒指導部長、養護教諭
(必要に応じて、関係教職員、心理・福祉の専門家、関係機関の職員の参加を求める。)

【役割】

- ・学校におけるいじめ防止や早期発見・対応の中核として、組織的に取り組む。
- ・もし、いじめが発生した場合は、正確な情報収集に努め、事後対応策の検討や役割分担を推し進める。
- ・いじめ防止に向けて年間計画を作成し、年度末の反省と検証を行う。
- ・いじめ防止に向けて、定期的な教職員の研修を企画し、運営する。

【年間予定】

※原則として、月に1回、いじめ防止対策委員会を開催するが、必要に応じて臨時や緊急に開催する。

(4月)

- ・生徒理解研修
- ・教育相談（4日間）
- ・アンケート実施
- ・家庭確認（1日）

(5月)

- ・家庭確認（2日）
- ・生徒総会

(6月)

- ・西区国際平和スピーチコンテスト

(7月)

- ・三者面談（4日間）
- ・人権作文

(8月)

- ・教育相談（3日）
- ・職員研修

- (9月)
 - ・教育相談（1日）
 - ・アンケート実施
- (10月)
 - ・三者面談（4日間）
 - ・児童生徒交流日
- (11月)
 - ・三者面談（4日間）
- (1月)
 - ・教育相談（4日間）
- (2月)
 - ・年度末反省、検証
- (3月)
 - ・次年度の年間計画の策定

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

【いじめ防止への取組】

- (1) より深い生徒理解
 - ・授業や特別活動等での生徒との向き合い
 - ・行事等での生徒への寄り添い
 - ・生徒主体の「あいさつ運動」の充実
- (2) 道徳教育・人権教育の推進
 - ・全校一斉道徳の実施
 - ・人権作文、国際平和スピーチコンテストへの参加
 - ・「まちの教育座談会」の開催

【いじめの早期発見】

- (1) 年2回のアンケートの実施
 - ・4月、9月にアンケートを実施し、集計結果を分析し、状況を把握する。
- (2) 相談体制の整備と充実
 - ・教育相談、三者面談の実施と情報共有
 - ・相談体制のPRと「安心して相談できる」雰囲気の醸成

【いじめに対する措置】

- (1) いじめが起こった場合には、いじめ防止対策委員会が主導で、より正確な情報収集と分析を組織的に行う。
- (2) いじめを受けた生徒や保護者に対しては、丁寧な聞き取りを行うと共に、専門機関との連携も視野に入れた組織的な支援を行う。
- (3) いじめを行った生徒や保護者に対しては、丁寧な聞き取りを行うと共に、再発防止に向けて、外部機関との連携を図りながら、組織的な指導を行う。
- (4) 全校集会を行い、再発防止に向けた具体的な取組を行う。
- (5) いじめ防止対策委員会が検討し、必要に応じて、外部機関や専門機関への報告・連絡・相談を行う。

【「まちとともに歩む学校づくり懇話会」等の活用】

- (1) 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や学校・家庭・地域連携事業運営委員会、PTA役員会を活用し、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域・保護者と連携して、課題の解消に向けて取り組む。

4 重大事態への対処

【報告】

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告する。

【調査】

- ・いじめ防止対策委員会が主導になり、速やかに調査を行い、ただちに対応策を検討し、対処する。調査結果や対応策は教育委員会に報告する。

【生徒・保護者への報告】

- ・いじめを受けた生徒や保護者には、調査によって明らかになった事実関係等を丁寧に報告する。

5 その他

- ・いじめ防止対策委員会が必要があると判断した場合には、いじめ防止基本方針を改訂し、あらためて公表する。